

令和8年度 宇部市立上宇部小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月

改訂令和8年3月

宇部市立上宇部小学校

この方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条の規定により、上宇部小学校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等に関する基本的な方針や具体的な取組等について定めるものです。

1 いじめ防止対策のための基本的な方針

（1）いじめ防止等に向けての基本理念

本校では、小中学校教育目標「目標をもち、考え、行動するたくましい子どもの育成」をめざし、「いじめは、人間として絶対に許されない」との認識のもと、一人ひとりを大切にする人権尊重を土台とした学校づくりを進めます。

（2）いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条に、「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と規定されており、本校においても、いじめ防止対策推進法が示す定義を基に対応等を行います。

2 いじめの防止対策のための基本となる事項

（1）本校におけるいじめ問題対応の視点

「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童はいない」と言われています。いじめは、いじめられた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせるなど、著しく人権を侵害する行為です。そこで、いじめ防止対策推進法が定めるいじめの禁止、関係者の責務等を踏まえ、いじめの根絶に向けて教職員、保護者、地域住民など本校教育に携わる関係者らが相互に連携し、以下の4点を対応の視点として、いじめ問題への取組を推進します。

- 未然防止（絶対にいじめをしない、させない）
- 早期発見（いじめの兆候を察知する）
- 早期対応（時を置かず、いじめへの対応をする）
- 重大事態への対応（重大な被害が生じた、いじめへの対応）

（2）管理職を中心とした組織的な対応の確立

教職員が一人で事案を抱え込むのではなく、組織的にいじめの解消に向けた取組を進めなければなりません。情報を共有し、校長のリーダーシップの下、教職員で役割を分担し、全校体制で対応していきます。

ア いじめ問題対策会議

校長をリーダー、教頭をサブリーダーとする「いじめ問題対策会議」を年3回、学期ごとに開催します。この委員会では、学校いじめ防止基本方針に基づきいじめの防止等に係わる取組について、いじめアンケートや学校評価等を活用して、PDCAサイクルによる検証等を行い、より実効性のある取組となるよう改善を図ります。

いじめ問題対策会議の構成員

リーダー：校長、サブリーダー：教頭

【教職員】教務主任、生徒指導主任、教育相談担当教員、養護教諭

【心理や福祉の専門家】スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

【市教委】学校安心コーディネーター

【保護者や地域住民の代表】学校運営協議会委員（保護者代表、地域住民代表）

イ 校内生徒指導部会

月一回、各学年の生徒指導部教諭・生徒指導主任・教育相談担当・養護教諭・校内ふれあい教室担当・特別支援コーディネーターが課題のある児童や児童の様子について情報交換し、課題の対応について協議を行います。

ウ 校内研修

定期的な校内研修を行い、教職員のいじめ認知力・対応力の向上など、体系的・計画的な常態的・先行的生徒指導の具体的取組の実践につなげます。

エ 校則の見直し

校則を見直す過程に児童が参加し意見が言える場を設け、児童自らが、身近な課題を自らで解決できるようにすることで、自分たちの学校生活をよりよくしたり、きまりを守ることの大切さについて考えたりできるようにします。

(4) いじめ防止・根絶強調月間の取組

毎年6・10月を「いじめ防止・根絶強調月間」と位置づけ、取組状況の点検・評価を行います。また、児童・保護者ともにいじめアンケートを実施し、日常の表情や行動の観察から見取ることができない児童の心身の苦痛を、児童本人、一定の人的関係のある他の児童、家庭から把握できるような場を設け、速やかな対応・解決に努めます。

(5) 生徒指導・教育相談体制の充実・強化

ア 幼保・小・中連携の推進

いじめ問題に対する研修や児童の情報交換をすることにより、地域の子どもに関わる者全てが歩調を合わせ、いじめ問題に取り組みます。特に、中学校との連携において、月1回の定例会の開催や中学校の生徒指導部会に参加をし、情報の連携に努めます。

イ 多様な専門家や関係機関と連携した取組等の推進

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の心理や福祉の専門家の連携はもとより関係機関との連携を一層促進し、いじめ防止等に係る取組の充実・強化を図ります。

(6) 家庭・地域との連携

いじめは学校のみで解決できる問題ではないという認識に立ち、家庭を教育のパートナーとして位置付ける。定期的・日常的な情報交換を通じて相互の信頼関係を深め、いじめの未然防止から事案発生時の迅速な対応に至るまで、緊密な協力体制を構築に努めます。

3 いじめ防止等のための具体的な取組

(1) いじめ未然防止の取組

いじめ未然防止のために、常態的・先行的生徒指導を推進します。そのためには、児童が自己肯定感・自己有用感を高める取組を充実させ、児童が本来持っているよさや可能性を引き出していくことが大切となります。

ア 豊かな心を育てる教育の推進

① 常態的・先行的（プロアクティブ）生徒指導の推進

すべての児童を対象とした、発達支持的生徒指導と組織的・計画的な課題未然防止教育を行います。特に「育てたい力」、「チャレンジ目標」と関連させながら、体系的・計画的に行うようにします。

② 自己肯定感を高める学校環境づくり

児童に対して肯定的な声かけをし、児童が一貫した行動目標や指導方針のもとで過ごすなかで、児童の自己肯定感・自己有用感を高めます。また、すべての児童が安全安心に学校生活を送ることができるよう、全教職員が率先垂範し、安全安心な風土づくりを行います。

③ 道徳教育・人権教育・特別支援教育の充実

学校の教育活動全体を通して、児童が心を開き、心を磨き、心を伝え合う道徳教育、そしてお互いの人格を尊重した態度や言動ができるようにする人権教育・特別支援教育を充実させます。

④ 児童会活動の充実

学校行事の主体的な運営や委員会活動・クラブ活動・縦割り班活動を通して、他者（異年齢集団を含む）との協力の大切さを感じ、成し遂げる喜びを繰り返させることで、自分とは違った他者の価値を認めることができるよう支援をします。

⑤ 社会体験・自然体験・交流体験の充実

様々な体験活動を充実させることで、地域社会にとって自分が必要とされていることや、仲間と協力することの大切さを実感させます。

⑥ 情報モラル教育の推進

児童に対して、授業等を通し、情報社会の特性を理解させ、情報化の光の部分と共に影の部分に関する具体的事例や、それに伴うルールや遵守すべき項目等を理解させます。また、保護者へも、児童のインターネット活用状況を把握し、利用を適切に管理することができるよう、啓発にあたります。

イ 教科の指導と生徒指導の一体化

① 生徒指導の実践上の視点を取り入れた授業づくり

「自己存在感の感受」、「共感的な人間関係の育成」、「自己決定の場の提供」、「安全・安心な風土の醸成」の4つに視点を取り入れた授業づくりを行います。

② 「育てたい力」を中心に据えた授業改善

「育てたい力」を明確にすることや「誰一人取り残さない支援」をもとに授業改善を行い、基礎的・基本的内容の定着や育てたい力の育成を図ります。

③ 学習規律の徹底

児童が安全安心に学習に取り組む環境をつくるために、学習時のルールの共有、時間を守ることの習慣化、行動の称賛等、学習規律の徹底を図ります。

(2) いじめの早期発見の取組

いじめを早期発見するためには、児童の些細な変化に気付き、速やかに対応することが必要です。そのためには、教職員がこれまで以上に児童の様子を注視し、いじめを早期発見しなければなりません。また、子どもがいじめのサインを発しやすくなるよう、アンケートや教育相談を実施していきます。

ア 朝の会・授業中等の観察

朝のあいさつの様子、授業中の声や表情等を観察し、日頃と違う言動をとっていないか見取ります。また、気付いたこと等を積極的に教師間で情報交換を行います。

イ 各アンケートの実施

「背景にいじめがあるのではないか。」との危機意識を常にもち、毎週生活アンケート「くまさんアンケート」、年2回「いじめアンケート」、さらに高学年には、年3回 Fit（生活アンケート）を実施します。また、各学期の教育相談週間には、より詳しい内容のアンケートを実施します。アンケートを日常化することにより、児童の少しの変化やサインを見過ごすことのないよう努めます。

ウ 教育相談週間の実施

各学期(6月・10月・2月)に教育相談週間を設定し、児童と一対一で話をしたり、相談を受けたりするようにします。また、いじめが疑われる場合は、必要に応じて個別相談を実施します。

(3) いじめの早期対応の取組

いじめの対応では、正確な事実確認を基にした初期対応が重要となります。いじめの疑いが生じた場合、速やかに状況の詳細を把握し、日常の観察や聞き取り結果等の情報共有を行います。また、教職員が一人で事案を抱

え込まないよう、組織的にいじめの解消に向けた取組を進めます。そのために、校長のリーダーシップの下、教職員で役割を分担し、全校体制で対応します。さらに、必要に応じて外部機関とも連携をし、加害児童への指導と被害児童の心のケアにあたります。

ア 対応する上での留意点

① 被害児童及び保護者への対応

児童・保護者・教職員が必ず安全を守り通すことを伝え、担任及び生徒指導主任、または相談しやすい教職員が複数で担当します。

② 加害児童及び保護者への対応

いじめられている側の心情を理解させ、内省を促すことに重点を置き、担任及び生徒指導主任を中心に、複数の教職員で担当します。

③ 周囲の児童への対応

いじめられている側の心情を理解させ、いじめを見たら制止するか、教職員に相談するよう指導します。

(4) 重大事態への対応

いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、以下により調査を行います。

ア 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、教育委員会を通じて、市長へ報告します。

イ 調査委員会の設置・調査

速やかに全容解明に向けた調査を行います。調査に当たっては、「いじめ問題対策会議」を母体に、必要に応じて、警察、児童相談所、その他の関係機関をメンバーに加え、調査委員会を設置します。また、教育委員会と緊密に連携しながら、調査を進めます。教育委員会が主体となって調査委員会を設置し、調査する場合は、積極的に協力します。

ウ 調査結果の報告

当該生徒・保護者等に、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するとともに、教育委員会を通じ、市長へ調査結果を報告します。